

令和2年

桑折町農業委員会会議録

第9回総会

令和2年9月15日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和2年9月15日 午後3時02分

2. 場 所 桑折町役場 第1会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

係 長 松原 義行

主任主査 鈴木 克仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和2年第9回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第9条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

議事録署名委員を指名いたします。

5番 朽木 泰男 委員

6番 高橋 貢 委員

会 長

それでは、総会日程第2の議案第18号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第18号 農地法第3条許可申請 整理番号1、2を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおりです。整理番号1、2については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である 横山 正春 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

横山委員

整理番号1について、現地を確認してきました。

申請地は現在、草刈り等の保全管理状態ですが、取得後は野菜の栽培を行う計画となっております。

譲受人の自宅から申請地までは車で10分程度であり、農作業に支障はありません。

今回、所有権移転により、譲受人が耕作するにあたって整理番号1の農地を取得することで、効率よく利用し、農業経営を行うものであります。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長

ありがとうございました。続いて、ただいまの説明に関連して、地区担当である 井浦 成晴 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

井浦委員

整理番号2について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が8月に取得した農地の隣接地であり、取得後も梨の栽培を行う計画になっています。

申請地までは車で10分程度であり、農作業に支障はありません。

今回、所有権移転により譲受人が耕作するにあたって、自己所有農地に隣接した整理番号2の農地を取得することで一体化することになり、効率よく利用し、農業経営を行うものであります。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第18号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を

議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第19号、農地法第5条 整理番号3、4を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

整理番号4の農地区分の中で、市街化調整区域の第1種農地及び農振農用地の第1種農地とあります。第1種農地、農振農用地は原則として許可できませんが、今回の申請は、一時的な利用に供するために行う一時転用であり、例外的に許可できるものと考えます。

会長

ただいまの説明に関連して、地区担当である 浅野 隆良 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

浅野委員

整理番号3について、現地を確認してきました。

申請地については、現在申請者が柿を作付けしておりますが、傾斜地であり利活用が難しい農地です。

太陽光発電設備設置にあたり、柿を伐採し土壌の流出が無いように整地を行うとしています。

また、雨水についても土砂流出と同様に周辺宅地に支障が出ないように適切に管理する計画であります。

今回申請のあった農地について、太陽光発電設備として転用しても周辺農地への影響は最小限になると思います。

会長

続いて、地区担当である 佐藤 正幸 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

佐藤委員

整理番号4について、平沢地区の現地を確認してきました。

整理番号4については、東北電力の高圧線張替にかかる工事用地として、当該地を、駐車場やトイレ、休憩所等として、令和3年3月までの間、一時的に利用するものであります。

なお事業者より、申請地については鉄板や樹脂製敷板による養生を実施し、土砂の流出を防止する。汚水は簡易式仮設トイレを使用し、農地に影響が出ないよ

うにする。周囲の農地に支障を及ぼさないための措置として、周囲に策を設置する計画となっております。

また、事業計画書に農地への復元方法について、鉄板等仮設資材は、工事終了後速やかに撤去し、農地に復元する旨の記載があります。

以上のことから、一時転用についてはやむを得ないと思います。

会 長

続いて、地区担当である 横山 正春 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

横山委員

整理番号4について、南半田地区の現地を確認してきました。

整理番号4については、東北電力の高圧線張替にかかる工事用地として、当該地を、駐車場やトイレ、休憩所等として、令和3年3月までの間、一時的に利用するものです。

なお事業者より、申請地については鉄板や樹脂製敷板による養生を実施し、土砂の流出を防止する。汚水は簡易式仮設トイレを使用し、農地に影響が出ないようにする。現在、水稻作付されている申請地がありますが、収穫終了後に養生を実施する計画となっております。

また、事業計画書に農地への復元方法について、鉄板等仮設資材は、工事終了後速やかに撤去し、農地に復元する旨の記載があります。

以上のことから、一時転用についてはやむを得ないと思います。

会 長

続いて、地区担当である 早田 與喜治 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

早田委員

整理番号4について、北半田地区の現地を確認してきました。

整理番号4については、東北電力の高圧線張替にかかる工事用地として、当該地を、駐車場やトイレ、休憩所等として、令和3年3月までの間、一時的に利用するものであります。

なお事業者より、申請地については鉄板や樹脂製敷板による養生を実施し、土砂の流出を防止する。汚水は簡易式仮設トイレを使用し、農地に影響が出ないようにする。周囲の農地に支障を及ぼさないための措置として、周囲に策を設置す

る計画となっております。

また、事業計画書に農地への復元方法について、鉄板等仮設資材は、工事終了後速やかに撤去し、農地に復元する旨の記載があります。

以上のことから、一時転用についてはやむを得ないと思います。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第19号は、原案のとおり決定いたしました。

以上を持ちまして、9月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和2年第9回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後3時20分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年9月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人